

利根歯科診療所 単独型 歯科医師臨床研修プログラム

1. 研修プログラムの特色

医療生協の歯科診療所として、地域の人々・患者・組合員と力を合わせ、口からの健康づくりやQOLを向上させる取り組みを進めている。このプログラムにおいても、そのための基本的な知識や方法を身につけられるよう配慮している。

2. 研修理念

患者の立場に立った良き臨床歯科医師となるために、医療の社会的ニーズを認識し、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得する。

3. 研修の基本方針

下記の「4. 研修目標」を達成するために、「8. カリキュラム」に沿って当プログラムを実行することを基本方針とする。

4. 研修目標

- ①基礎的な患者対応・臨床能力を身につけるとともに、チーム医療における自らの役割を理解し、かつ担えるようにする。
- ②研修協力施設と連携しながら、有病者歯科治療や在宅歯科医療に必要な知識や技能を身につける。
- ③口腔の健全な機能が、精神活動・社会活動も含めた全身の健康を支えているという認識を養う。

5. プログラムの指導者と施設の概要

①指導者等

研修管理委員長（利根保健生活協同組合利根歯科診療所）

中澤 桂一郎 昭和 61 年 3 月 東北大学歯学部卒業

平成 19 年 10 月 歯科医師臨床研修指導医講習会、指導歯科医資格取得

プログラム責任者（利根保健生活協同組合利根歯科診療所）

金子 貴紀 平成 21 年 3 月 新潟大学歯学部卒業

平成 27 年 10 月 歯科医師臨床研修指導医講習会、指導歯科医資格取得

研修実施責任者（利根保健生活協同組合利根中央病院）

吉見 誠至 昭和 63 年 4 月 群馬大学医学部卒

研修実施責任者（介護老人保健施設とね）

都築 靖 昭和 45 年 3 月 群馬大学医学部卒

②施設の概要

1) 利根保健生活協同組合利根歯科診療所

昭和 57 年 4 月 群馬県沼田市東原新町 1908-6 にて開設

平成 15 年 11 月 群馬県沼田市高橋場町 2002-1 に新築移転

平成 18 年 3 月 臨床研修施設指定

現在、歯科医師 8 名、歯科衛生士 22.6 名、歯科技工士 9 名、他。

主要施設としては、ユニット 25 台、デジタルパノラマ・セファロ X 線装置 1 台、デジタルデンタル X 線装置 2 台、デジタルレントゲンシステム一式（デジタルレントゲンモニター用パソコン 29 台）、電子カルテシステム 1 式、炭酸ガスレーザー 1 台、超音波スケーラー 8 台、パソコン接続型口腔内カメラ 4 台、口腔内撮影用デジタルカメラ 3 台、オートクレーブ

2台、超音波洗浄器1台、乾燥槽1台、全身監視モニター1台、ベッドサイド生体監視装置1台、笑気吸入麻酔器1台、自動体外式除細動器1台、手動式人工蘇生器1台、気管内挿管セット1式、気管切開人工呼吸セット1式、酸素吸入器1台。CAD/CAM一式。鑄造設備：電気炉4台・圧迫吸引鑄造器2台・高周波鑄造器1台・アルゴンアーク鑄造器1台。ポーセレン設備：真空自動焼成炉2台・エステニア用加熱重合器1台。電気溶接器1台、加熱圧迫形成器1台。研磨設備：レーズ2台、鑄造床用高速レーズ1台、サンドブラスト2台。歯科用CT1台。ノンクラスプデンチャー作製用圧入機。インプラントC A S - K I T。歯科往診用ポータブルユニット2台。サージテルルーペ6台。ライカ実体顕微鏡(技工用)1台。3Dプリンター1台。マイクロスコープ2台。

2) 研修協力施設

①利根保健生活協同組合利根中央病院

研修実施責任者及び指導医：吉見 誠至

昭和29年 4月 利根中央診療所として発足

昭和37年 4月 利根中央病院へと病院化し85床

平成27年 9月 新築移転

現在253床（一般166床、回復期リハ33床、HCU12床、地域包括ケア病棟42床）、常勤医60名。

内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・血液内科・糖尿病内科・内分泌内科・腎臓内科・神経内科・人工透析内科・外科・呼吸器外科・消化器外科・乳腺外科・肛門外科・整形外科・脳神経外科・腫瘍外科・胸部外科・内視鏡外科・精神科・アレルギー科・リウマチ科・小児科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・病理診断科・救急科・麻酔科の34科標榜。

②介護老人保健施設とね

研修実施責任者及び指導医：都築 靖

平成12年 3月 開設

介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション。利用定員入所50名、通所50名。

6. 指導体制

管理型臨床研修施設より歯科医師2名・事務担当1名、協力型（I）臨床研修施設より責任者1名、研修協力施設より責任者1名、外部学識経験者1名で構成する研修管理委員会で研修管理委員長を委員長とした研修委員会が具体的なプログラム推進、研修到達状況の点検と指導を行う。

研修指導責任者、プログラム責任者のもと、全歯科医師の援助もえて、研修指導にあたる。入院・施設入所者症例については、担当歯科医師と一緒に訪問し、歯科的アプローチの研修を行う。

①研修歯科医の指導体制

1) 研修管理委員会

臨床研修全般の管理運営、臨床研修委員会の立案、作成した臨床研修プログラムの管理、研修歯科医の管理と研修状況の評価（中断・修了時の手続き・研修修了判定の評価を含む）、指導歯科医等の管理・指導、臨床研修の改善について調査研究などを行う。

2) プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、1年間を通じて、個々の研修歯科医の指導・管理（各研修歯科医間の調整、各診療科の指導歯科医間の調整や研修協力施設、協力型（I）臨床研修施設間の調整など）を担当する。プログラム責任者は、指導歯科医と密接な連携をとり、研修歯科医の目標到達状況を適宜把握し、研修歯科医が修了時までには到達目標を全て達成できるように調整を行う

とともに、研修管理委員会にその状況を報告する。

3) 指導歯科医の役割

指導歯科医は、担当する診療科での研修期間中、個々の研修歯科医について診療行為も含めて指導を行い、適宜目標達成状況を把握する。本プログラムの指導歯科医は、研修管理委員会にて認定した者で、医長以上の役職者とする。

4) 指導歯科医以外の歯科医師の役割

上級歯科医師は、プログラム責任者および指導歯科医の指示に従い、担当する診療科での研修期間中、個々の研修歯科医の診療行為の指導を行い、プログラム責任者および指導歯科医に適宜目標達成状況を報告し、研修歯科医の到達目標の修得を助ける。

5) 指導体制

研修歯科医は指導歯科医の直接的指導の下で研修を行う、あるいは指導歯科医の指導の下で、指導歯科医以外の歯科医（いわゆる上級歯科医）とともに診療チームを形成して研修を行う。

7. 定員及び募集採用方法

①研修歯科医定員 2名

②募集・採用方法 公募し、見学・面接をしたうえで、マッチングにより採用。出願書類は、履歴書、卒業見込み証明書、成績証明書、健康診断書とする。

8. カリキュラム

①研修期間 1年間（2025年4月1日～2026年3月31日）

②期間割と研修歯科医配置予定

4月～ 研修協力施設の利根保健生活協同組合利根中央病院・介護老人保健施設とねでのオリエンテーション、研修及び導入時研修をおこなう。

4月～3月 診療チーム（A・B・C・Dのいずれか）に所属し研修を進める。
年間を通し、訪問診療に担当歯科医師と一緒に在宅をはじめ、利根保健生活協同組合利根中央病院の入院及び各施設の入所症例を経験する。

③到達目標と研修方法 別紙の通り

④研修協力施設で行う研修の内容と期間

初めに研修協力施設でオリエンテーションを行い、随時外来及び病棟での研修を行う。2施設合計で2週間程度とする。

1) オリエンテーションの経験目標

○院内オリエンテーション ○マナー ○外来見学 ○病棟見学 ○救急外来見学 ○他院所見学・施設見学 ○リスクマネジメント ○院内感染 ○研修計画 ○その他

2) 導入時研修の経験目標

○医療面接 ○患者・組合員の声 ○地域での救急外来の役割 ○倫理／インフォームド・コンセント ○医療・介護保険 ○福祉・社会資源 ○救急蘇生BLS、ACLS（ファントム）○文献検索の仕方 ○患者の採血・注射 ○処方箋・指示の書き方 ○紹介状と返信（診療情報提供書）○その他

⑤教育に関する行事

医局会議での新しい歯科技術の学習会、日常の疑問や診療の評価などのカンファレンス等の企画、教育委員会主催の学習会、通信教育、救急対応訓練など。

9. 研修歯科医評価

①診療後に研修歯科医はポートフォリオ（研修日誌）を提出する。

- ②毎月の研修委員会に研修報告を提出し（研修歯科医も参加）、職員会議等でも報告を実施する。
- ③総合評価（知識・技能・態度・判断力・記録・コミュニケーション能力）を節ごとにおこなう。
本人の自己評価と担当指導歯科医との評価面接を行う。
- ④修了判定は本プログラムの「別紙：研修カリキュラム 到達目標と研修方法」に記載の 336 症例とレポート提出により判定する。修了の基準は目標毎に 7 割以上経験しつつ合計 260 症例以上、レポート 4 例以上をクリアするものとする。

1 0. プログラム修了の認定

- ①研修期間終了後、総合評価（知識・技能・態度・判断力・記録・コミュニケーション能力）を実施。研修委員会でふり返り、修了認定を行う。
- ②臨床研修修了者には、修了証書を交付する。

1 1. プログラム修了後のコース

研修修了者との面接にて、引き続き研修を続けるかを確認する。希望者は職員としての採用面接を実施し、選考のうえ採用・不採用を決定する。

1 2. 研修歯科医の処遇

- 身分 常勤職員（但し、1 年間の有期雇用とする）
- 給与 月額 250,000 円とする。
- 勤務時間 基本勤務時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時（昼休憩は 0 時 30 分～1 時 30 分の 1 時間）。チーム配属後に夜間診療の場合は午前 11 時 30 分～午後 8 時（休憩は 3 時 30 分～4 時 30 分）とする。
- 時間外勤務 無
- 当直の有無 無
- 院内での室 有
- 休暇 日曜日、祝日
年次有休休暇 10 日間、夏休み休暇 3 日間
年末年始休暇 5 日間（12 月 30 日～1 月 3 日）
その他の特別休暇は職員に準ずる。
- 賞与 年間 500,000 円とする。
- 職員宿舎 有り
- 社会保険 公的医療保険：協会けんぽ
公的年金保険：厚生年金
- 労働者災害補償保険法の適用：有
- 雇用保険：有
- 国家・地方公務員災害補償法の適用：無
- 健康診断：採用時の年 1 回
- 歯科医師賠償責任保険：施設において加入、個人加入は任意。
- 学会、研究会等への参加は可。学会、研究会等への参加費用支給は有。

1 3. 資料請求先

利根保健生活協同組合 利根歯科診療所 事務長 徳江 亮
〒378-0056 群馬県沼田市高橋場町 2002-1
電話 0278-24-9418 FAX 0278-22-5549
E-mail shk-tone02@tonehoken.or.jp

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

	到達目標
1	<u>社会的使命と公衆衛生への寄与</u> 社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。
2	<u>利他的な態度</u> 患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。
3	<u>人間性の尊重</u> 患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。
4	<u>自らを高める姿勢</u> 自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

	到達目標
1	<u>医学・医療における倫理性</u> ・診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。
①	人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
②	患者のプライバシーを守る。
③	倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
④	利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
⑤	診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

	到達目標
2	<u>歯科医療の質と安全の管理</u> ・患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。 ・円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に冠する知識・態度・技能を習得する。 ・患者との信頼関係を確立し、診断・治療に必要な十分な医療情報を得るために、医療面接に必要な能力を身につける。
①	医療の質と患者安全重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
②	患者・家族に必要な情報を十分に提供し説明し、患者の自己決定を尊重する。
③	日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
④	医療事故及びヒヤリ・ハット、医療過誤について理解し、その予防と事後の対応を行う。
⑤	歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策 (standard precaution を含む) について理解し、実践する。
⑥	医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む）を理解し、自らの健康管理に努める。

	到達目標
3	<u>医学知識と問題対応能力</u> ・最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的

	<p>根拠に経験を加味して解決を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身につける。 ・ 効果的な診療を行うため、総合治療計画の立案に必要な能力を身につける。 ・ 自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断および治療に対するフィードバックに必要な知識、態度、技能を習得する。
①	頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
②	患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
③	保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
④	高度な専門医療を要する場合は適切に連携する。

到達目標	
4	<p><u>診療技能と患者ケア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。 ・ 適切に歯科診療を行うために必要な、全身管理・救急処置に関する知識・技能・態度を習得する。
①	患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
②	診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
③	患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
④	診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

到達目標	
5	<p><u>コミュニケーション能力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。
①	適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
②	患者や家族にとって必要な情報を整理し、わかりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
③	患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

到達目標	
6	<p><u>チーム医療の実践</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。
①	歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
②	多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
③	医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

到達目標	
7	<p><u>社会における歯科医療の実践</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。 ・ 歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身につける。 ・ 歯科診療を適切に行うために、地域医療について知識、態度、技能を習得する。

	・医療生協についての基本理念、歴史、とり組みについての知識、態度について身につけ実践する。
①	健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
②	地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
③	予防医療・保健・健康増進に努める。医療生協の「医療福祉生協のいのちの章典」について理解し実践する。
④	地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
⑤	災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

到達目標	
8	<u>科学的探究</u> ・医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。 ・生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。
①	医療上の疑問点に対する能力を身につける。
②	科学的研究方法を理解し、活用する。
③	臨床研究や治験の意義を理解する。
③	P O S (problem oriented system) に基づいた医療を説明する。
④	E B M (evidence based medicine) に基づいた医療を説明する。

到達目標	
9	<u>生涯にわたって共に学ぶ姿勢</u> ・医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。 ・生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度、技能を習得する態度を養う。
①	急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
②	同僚、後輩、歯科医師以外の医療職を互いに教え学びあう。
③	国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む）を把握する。

C. 基本的診療業務

到達目標	
1	基本的診療能力等
(1)	基本的診察・検査・診断・診療計画
①	患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。 ：患者の苦痛・不安等に配慮して医療面接を実施する。
②	全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。 ：口腔内や顎顔面の診察を実施し、その所見を解釈する。
③	診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。 ：エックス線検査やパノラマエックス線検査等の必要な検査を実施し、その結果を解釈する。
④	病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。 ：医療面接の内容や診察・検査の結果を踏まえ、診断を行う。
⑤	診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。

	: 患者の意向等に配慮した一口腔単位の診療計画を立案する。
⑥	必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。 : 適切な言葉遣いや態度で十分に説明し、患者の意思決定を確認する。
(2)	基本的臨床技能等
①	歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。 : ブラッシング指導やフッ化物塗布などのメンテナンスを通じて実践する。(5 症例)
②	一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a. 歯の硬組織疾患 (70 症例) b. 歯髄疾患 (40 症例) c. 歯周病 (101 症例) d. 口腔外科疾患 (42 症例) e. 歯質と歯の欠損 (10 症例) f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下 (3 症例)
③	基本的な応急処置を実践する。(8 症例)
④	歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。 : 血圧、脈拍、SP02 を観察し、全身状態を評価する。(3 症例)
⑤	診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。(15 症例)
⑥	医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。(2 症例)
(3)	患者管理
①	歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。 : 担当患者のお薬手帳や全身既往歴を確認し、歯科治療上問題となる点を説明する。(20 症例)
②	患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。(1 症例)
③	全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。 : 歯科診療前・中・後において、血圧、脈拍、SP02 のモニタリングを行う。(3 症例)
④	歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。(1 症例)
(4)	患者の状態に応じた歯科医療の提供
①	妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
②	各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
③	※在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。 : 指導歯科医に同行し経験する。(3 症例)
④	※障害を有する患者への対応を実践する。 : 初診医療面接や急患対応などにおいて実践する。(3 症例)

※歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(別添 歯科医師臨床研修の到達目標)において、「C. -1 基本的診療能力等」から1項目以上選択することとされている選択項目。当プログラムではいずれの項目も必ず研修する。

	到達目標
2	歯科医療に関連する連携と制度の理解等
(1)	歯科専門職間の連携
①	歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
②	歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
③	多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。
(2)	多職種連携、地域医療

①	地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
②	地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
③	※在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。(1 症例)
④	※訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。(1 症例)
⑤	※歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。(3 症例)
(3)	地域保健
①	地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
②	保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
③	※歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。(1 症例)
(4)	歯科医療提供に関連する制度の理解
①	医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
②	医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
③	介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

※歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（別添 歯科医師臨床研修の到達目標）において、「C. -2 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」から2項目以上、ただし必ず「(2) 多職種連携、地域医療」の項目を含むこととされている選択項目。当プログラムではいずれの項目も必ず研修する。

補足 1

A、B、Cの各到達目標達成のために以下の計 336 症例をクリアすることを目標とする。

- ①齶蝕の基本的な治療を実践する。
 - 1) レジン修復 50 症例
 - 2) インレー修復 20 症例
- ②歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
 - 1) 抜髄処置 20 症例
 - 2) 感染根管処置 20 症例
- ③歯周疾患の基本的な治療を実践する。
 - 1) 歯科保健指導 50 症例
 - 2) スケーリング・ルートプレーニング 50 症例
 - 3) 歯周外科治療の補助 1 症例(見学・補助)
- ④抜歯の基本的な処置を実践する。
 - 1) 乳歯抜歯 10 症例
 - 2) 永久歯抜歯 30 症例
 - 3) 埋伏歯抜歯 2 症例(見学・補助)
- ⑤咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。
 - 1) 歯冠補綴治療 5 症例
 - 2) 部分床義歯治療 3 症例
 - 3) 全部床義歯治療 2 症例
- ⑥基本的診察・検査・診断・診療計画を実践する。 30 症例

全身状態、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、病歴を聴取し、適切な検査を選択、実施し、それらに基づいて適切な診断をおこなう。診断結果に基づき総合的に考慮した上で診療計画を立案し、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

⑦歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

1) TBI 5 症例

⑧口腔機能の発達不全、口腔機能の低下の診査・診断を実践する。 3 症例

⑨患者管理を実践・経験する

1) 全身的な疾患、服用薬剤等について説明する 20 症例

2) 全身状態に配慮が必要な患者に対し、バイタルサインのモニタリングを行う 3 症例

3) 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する 3 症例

4) 障害を有する患者への対応を実践する 3 症例

⑩在宅、介護施設、訪問診療での多職種チーム医療・連携に参加し理解する。また歯科健診を経験して健康教育を理解する。 6 症例

【研修歯科医の指導体制】

上級歯科医・指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、上級歯科医・指導歯科医等の担当チームの患者の症例を配当する。(症例配当型)

【症例の数え方】

1 回毎の治療につき 1 症例と数える。

【修了判定の評価基準】

目標達成の基準として、上に示した計 336 症例のうち 260 例以上経験していることが必要。ただし、目標ごとに最低 7 割以上を経験していることが必要。

補足 2

適切な歯科診療を行うために必要となる広範囲な歯科医師の社会的役割を理解するため、以下のレポート作成をおこなう。

①歯科医療機関の経営管理を説明する。

1) 管理担当の歯科医師及び事務等の講義を受ける。

レポート作成 1 例。

②常に、必要に応じて医療情報の収集を行う。

1) 文献検索を行う。 レポート作成 2 例。

2) 学会へ参加する。 レポート作成 1 例。

③適切な放射線管理を実践する。

1) デンタル・パノラマ X 線、CT 等の必要性や撮影方法を理解し説明する。

レポート作成 1 例。

④医療廃棄物を適切に処理する。

1) 一般廃棄物と医療廃棄物の違いを理解し、適切に処理する。

レポート作成 1 例。

【研修歯科医の指導体制】

研修歯科医を担当する上級歯科医・指導歯科医を決め、レポート作成の際にサポート等を行う。

【修了判定の評価基準】

レポートは指導歯科医が評価を行い、4 例以上提出することが必要。